

令和6年 ごみ収集カレンダー(町内会)

東幸町、西幸町、東町、元町、旭町、大町、仲町、栄町、若富町、若葉町、末広町、日出町、温泉保養センター近郊

ごみは収集日の当日(朝8時まで)に、ごみステーションに出してください。

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
4月1日 生ごみ	2日 燃やすごみ	3日 埋めるごみ	4日 生ごみ 容器包装廃プラスチック	5日 缶、ビン、ペットボトル、発泡スチロール・トレイ・スプレー缶	6日	
7日	8日 生ごみ	9日 燃やすごみ	10日 埋めるごみ	11日 生ごみ 容器包装廃プラスチック	12日 新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装、紙パック	13日
14日	15日 生ごみ	16日 燃やすごみ	17日 埋めるごみ 有害ごみ	18日 生ごみ 容器包装廃プラスチック	19日 缶、ビン、ペットボトル、発泡スチロール・トレイ・スプレー缶	20日
21日	22日 生ごみ	23日 燃やすごみ	24日 埋めるごみ 粗大ごみ	25日 生ごみ 容器包装廃プラスチック	26日 新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装、紙パック	27日
28日	29日 生ごみ	30日 燃やすごみ	ごみには名前を書いて出しましょう 正しく分別されていないごみについては、回収いたしません。責任あるごみの排出のため袋等排出するごみには名前を書いて出しましょう。			

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
6月1日	屋外焼却は禁止 簡易焼却炉やコンクリート管などでごみを燃やすことは、法律で禁止されています。畑や道路などの維持管理による草刈処理及び農作物の殻などの処理は例外として認められていますが、消防支署へ届出が必要です。					
2日	3日 生ごみ	4日 燃やすごみ	5日 埋めるごみ	6日 生ごみ 容器包装廃プラスチック	7日 缶、ビン、ペットボトル、発泡スチロール・トレイ・スプレー缶	8日
9日	10日 生ごみ	11日 燃やすごみ	12日 埋めるごみ	13日 生ごみ 容器包装廃プラスチック	14日 新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装、紙パック	15日
16日	17日 生ごみ	18日 燃やすごみ	19日 埋めるごみ	20日 生ごみ 容器包装廃プラスチック	21日 缶、ビン、ペットボトル、発泡スチロール・トレイ・スプレー缶	22日
23/30日	24日 生ごみ	25日 燃やすごみ	26日 埋めるごみ 粗大ごみ	27日 生ごみ 容器包装廃プラスチック	28日 新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装、紙パック	29日

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
5月1日 ペットのフン、猫砂は燃やすごみです。ペットと散歩するときは常に袋を持ち歩き、フンは必ず拾いましょう。	2日 埋めるごみ	3日 生ごみ 容器包装廃プラスチック	4日 缶、ビン、ペットボトル、発泡スチロール・トレイ・スプレー缶	5日	6日	7日
8日	9日 生ごみ	10日 燃やすごみ	11日 埋めるごみ	12日 生ごみ 容器包装廃プラスチック	13日 新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装、紙パック	14日
15日	16日 生ごみ	17日 燃やすごみ	18日 埋めるごみ	19日 生ごみ 容器包装廃プラスチック	20日 缶、ビン、ペットボトル、発泡スチロール・トレイ・スプレー缶	21日
22日	23日 生ごみ	24日 燃やすごみ	25日 埋めるごみ 粗大ごみ	26日 生ごみ 容器包装廃プラスチック	27日 新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装、紙パック	28日
29日	30日 生ごみ	31日 燃やすごみ	埋めるごみ	31日 生ごみ 容器包装廃プラスチック	第5週目は資源ごみの回収を休みます	

適正なごみ排出のお願い

埋めるごみ に、汚れの付着した廃プラ等を入れしないでください。

食品が付着したもの、洗っていない食べ物容器等が多いと、異臭やハエが発生しカラスやキツネなどの野生動物がごみを荒らして、処理場管理に支障をきたします。

食べ物・油等が付着して汚れている廃プラ等は、燃やすごみ です。

◎ 洗うことができない、洗っても汚れが落ちない物は衛生的に処理するため「燃やすごみ」に出してください。

発砲スチロール・トレイ、廃プラ等はきれいに洗ってリサイクルにご協力ください。

※プラマークが表示していても容器包装以外のプラ加工製品(例:ストロー、スプーン、フォーク等)は洗って「埋めるごみ」としてください。

3Rの推進にご協力ください

3Rとは Reduce(リデュース:減らす) Reuse(リユース:再使用) Recycle(リサイクル:再資源化) 3つの単語の頭文字「R」とったものです。

そして、3Rは順番が大切で、資源の消費、ごみの発生を減らす(Reduce)ことから始めて、次に、使えるものは何回も繰り返し使う(Reuse)、そして使えなくなったら原材料として再生し利用すること(Recycle)です。

まずは、身近にできるところから、心がけていきましょう。

▶ **ごみ出しの前に、再度袋の中身のご確認をお願いします。** ごみに関するお問い合わせは、訓子府町役場町民課(電話47-2203)へ